

開 議

○平 進介議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男議会運営委員長登壇)

○蒲生光男議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、2月28日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第1号に反対2名、賛成1名、議案第2号に反対1名、賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、予算案1件、人事案件1件、諮問1件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせの通り、提案説明後、質疑と討論を省略し、直

ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続調査について発議をいただき、表決を行います。

全日程終了後、市長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○平 進介議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について外31件

○平 進介議長 日程第1、議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてから日程第32、議案第9号 令和2年度長井市下水道事業会計予算までの32件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○平 進介議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○赤間泰広総務常任委員長 おはようございます。総務常任委員会審査報告をいたします。

令和2年3月市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案5件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第21号 長井市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、識見を有する者のうちから選任された監査委員報酬を改正するため提案されたものであります。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員からは、本改正の対象となる農業委員、監査委員以外の特別職の報酬について、県内他自治体の状況等、見直しに向けた調査は行ったか。また、今後の特別職報酬等審議会を開催についてどのように考えるかとの質疑がなされ、総務課長からは、農業委員、監査委員以外の特別職について、他自治体等の状況は調査していない。また、今後、社会情勢などの変化がなければ、特別職報酬等審議会を開催する予定はないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、一般職が行う業務と会計年度任用職員が行う業務と明確に区分するための規定の整備が必要だと考えるが、現状はどうかとの質疑がなされ、総務課長からは、一般職の補助的な業務を会計年度任用職員に担っていただくということに関しては、従来からの取り

扱いが変わるものではなく、今回新たに規定等を整備することはない。ただし、要綱や内部マニュアル的なものについては、必要に応じて各課が定めることになるものと考えたとの答弁を受けたところであります。

さらに委員から、地区の農業委員の報酬及び農地利用最適化推進委員の能率給については、各地区ともほぼ同じ水準になるかとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、改善組合の有無や流動化、最適化すべき農地の出入りの多寡等の状況により、各地区の農業委員、最適化推進委員の活動量には差異が生じる。能率給については、その活動、実績に基づいて支払うこととなるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため提案されたものであります。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員からは、本改正においては、7つの条例を一括して改正するという手法をとっているが、その中には個別に改正条例の提案がなされているものも含まれている。同一の定例会に同一の条例の改正を複数提案することによりそごが生じるおそれはないかとの質疑がなされ、総務課長からは、それぞれの改正目的、改正箇所が異なっており、そごが生じることはないものと考えたとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う所要の改正を行うため提案されたものであります。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員からは、会計年度任用職員が育児休業を取得した場合、当該欠員の補充についても会計年度任用職員をもって充てるということになるかとの質疑がなされ、総務課長からは、そのような運用を予定しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、山形県国民健康保険運営方針に従い、国民健康保険税の算定方式を4方式から3方式に改正するとともに、あわせて税率の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてから日程第5、議案第24号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第19号 地方公務員法

及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第21号 長井市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第22号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第23号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第24号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

金子豊美文教常任委員長。

(金子豊美文教常任委員長登壇)

○金子豊美文教常任委員長 文教常任委員会審査報告。令和2年3月市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案3件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第11号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一般財団法人文教の杜ながいを指定管理者に指定し、長井市文教の杜ながいの管理を行わせるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、のがわクラブを指定管理者に指定し、長井市パークゴルフ場の管理を行わせるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 長井市いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定により、本市のいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、第7条に規定されている長井市いじめ問題対策連絡協議会は、長井市いじめ防止対策基本方針と同一の組織なのか、違いはあるのかとの質疑がなされ、学校教育課長からは、同一の組織となるよう、本条例制定の後、基本方針の見直しを行うとの答弁を受けました。

また、委員からは、第10条で長井市いじめ問題対策連絡協議会の議事を過半数で決することは適切か、また第20条で規定する公開しない範囲の考え方はとの質疑がなされ、学校教育課長からは、協議会で決定すべき事項は過半数で決するが、議事録として意見を残しておくべきと考える。また、プライバシーに関する部分は公開しないが、委嘱を受けている委員名については公開すべきと考えているとの答弁を受けました。

さらに委員からは、長井市いじめ問題対応委員会及び長井市いじめ重大事態再調査委員会の開催状況や案件の内容は公表されないのか、委員に教育関係者が多いと身内を守る体制ができるおそれを感じるが、一般の方の意見をどうやって取り入れるのかとの質疑がなされ、学校教育課長からは、重大事態が発生した場合は、教育委員会から市長部局に報告することが基本方針に規定されているが、詳細を公表するかは案件によると考える。長井市いじめ問題対応委員